

## 小金井市特別職報酬等審議会（第1回）次第

平成23年5月27日（金）午後4時00分から午後6時00分まで（終了予定）  
小金井市役所本庁舎3階第一会議室

1 市長挨拶

2 委嘱状交付

3 委員自己紹介、事務局紹介

4 審 議

議 題1 会長の互選・職務代理者の指定について

議 題2 会議録の作成及び公開について

議 題3 小金井市特別職報酬等審議会の概要説明について

議 題4 諮問事項の概要説明について

5 その他

小金井市特別職報酬等審議会委員名簿

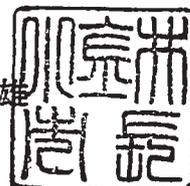
選出区分		氏 名	所属等
1号委員	公募市民	はたの つとむ 羽田野 勉	
		やまもと よしみ 山本 好実	
2号委員	市内の地域団体及びその他の団体の代表	むらこし まさお 村越 政雄	小金井市商工会
		ばば えいじろう 馬場 英二郎	連合三多摩地域協議会多摩東部第一地区協議会
		せき きし 関 聡	小金井青年会議所
		かじお たかね 梶尾 高根	社団法人小金井市医師会
		むらかみ てるこ 村上 照子	小金井市民生委員児童委員協議会
3号委員	学識経験者	ふじい ほだか 藤井 穂高	国立大学法人東京学芸大学教職大学院教授
		もとき としあき 本木 紀彰	元川崎市幸区長



小総職発第71号  
平成23年5月27日

小金井市特別職報酬等審議会会長 様

小金井市長 佐藤和雄



平成23年度小金井市特別職報酬等審議会に係る諮問事項について（諮問）

このことについて、下記の項目を貴審議会へ諮問いたします。

#### 記

諮問事項 特別職の退職手当の在り方について

特別職を含む職員の退職手当については、地方自治法第204条第1項及び第2項の定めにより、条例で定めることにより支給することができるとされております。これを受けて当市では、特別職の退職手当について、小金井市特別職の給与に関する条例第5条の4に基づき、支給しているところです。

この特別職の退職手当について、これまでどおりの支給制度を維持し、今後も実施していくべきか、もしくは、対象期間を限定して特別職の退職手当に係る制度を停止した自治体もあることから、特別職の退職手当の在り方についてご審議賜りたく、諮問いたします。

特別職報酬等状況調(26市)

平成22年4月1日現在

	市町村長					副市町村長					期末手当					教育長					議長	副議長	議員		当該給料額の 適用年月日(平成)			期末手当								
	給料額		当該給料額の 適用年月日(平成)			定数	給料額		当該給料額の 適用年月日(平成)			6月	12月	3月	計	加算(%)	給料額		当該給料額の 適用年月日(平成)			6月	12月	3月				計	加算(%)							
	6月	12月	3月	計	加算(%)		6月	12月	3月	計	加算(%)						6月	12月	3月	計	加算(%)															
八王子市	1,100,000	15	7	1	2	940,000	15	7	1	1.9	2.2		4.1	20%	850,000	15	7	1	1.9	2.2		4.1	20%	730,000	660,000	38	590,000	15	7	1	1.9	2.2		4.1	20%	八
立川市	1,050,000	22	4	1	2	909,000	22	4	1	2	2.1		4.1	20%	806,000	22	4	1	2	2.1		4.1	20%	668,000	604,000	28	560,000	22	4	1	2	2.1		4.1	20%	立
武蔵野市	1,070,000	8	9	1	2	900,000	8	9	1	1.9	2.15	0.1	4.15	20%	810,000	8	9	1	1.9	2.15	0.1	4.15	20%	670,000	600,000	26	550,000	8	9	1	1.9	2.15	0.1	4.15	20%	武
三鷹市	1,050,000	17	12	1	2	890,000	17	12	1	1.95	2.2		4.15	20%	830,000	17	12	1	1.95	2.2		4.15	20%	640,000	580,000	26	550,000	17	12	1	1.95	2.2		4.15	20%	三
青梅市	1,010,000	9	1	1	1	880,000	9	1	1	1.875	2.175	0.1	4.15	20%	805,000	9	1	1	1.875	2.175	0.1	4.15	20%	625,000	560,000	26	530,000	9	1	1	1.875	2.175	0.1	4.15	20%	青
府中市	1,080,000	14	10	1	2	940,000	19	4	1	1.925	2.025	0.2	4.15	20%	830,000	7	9	1	1.925	2.025	0.2	4.15	20%	650,000	570,000	28	550,000	7	9	1	2	2.4		4.4	20%	府
昭島市	1,000,000	10	4	1	1	880,000	19	4	1	1.9	2.15	0.1	4.15	20%	810,000	10	4	1	1.3	1.6	0.1	3※1	20%	610,000	550,000	22	530,000	10	4	1	1.9	2.15	0.1	4.15	20%	昭
					750,000	810,000									7	12	1	1.9	2	0.25	4.15	20%	640,000	580,000	26	550,000	7	12	1	1.9	2	0.25	4.15	20%	調	
調布市	1,050,000	7	12	1	2	910,000	7	12	1	1.9	2	0.25	4.15	20%	810,000	7	12	1	1.9	2	0.25	4.15	20%	640,000	580,000	26	550,000	7	12	1	1.9	2	0.25	4.15	20%	調
町田市	1,060,000	17	1	1	2	900,000	17	1	1	1.85	2	0.3	4.15	20%	820,000	17	1	1	1.85	2	0.3	4.15	20%	640,000	580,000	34	550,000	17	1	1	2.2	2.5	0.5	5.2	20%	町
小金井市	965,000	5	10	1	1	825,000	5	10	1	1.85	2	0.2	4.05	20%	765,000	5	10	1	1.85	2	0.2	4.05	20%	575,000	520,000	22	490,000	5	10	1	2.05	2.15	0.2	4.4	20%	金
小平市	1,050,000	8	4	1	2	900,000	8	4	1	1.85	2.2		4.05	20%	810,000	8	4	1	1.85	2.2		4.05	20%	650,000	580,000	26	550,000	8	4	1	1.85	2.2		4.05	20%	平
日野市	990,000	17	4	1	1	845,000	17	4	1	1.95	2.2		4.15	20%	785,000	17	4	1	1.95	2.2		4.15	20%	625,000	560,000	24	545,000	8	1	1	2	2.4	0.35	4.75	20%	日
東村山市	943,000	16	1	1	1	801,000	16	1	1	2	2.15		4.15	20%	740,000	16	1	1	2	2.15		4.15	20%	558,000	506,000	23	485,000	16	1	1	2	2.15		4.15	20%	東
国分寺市	900,000	5	12	1	2	770,000	5	12	1	1.275	1.475	0.25	3※2	なし	710,000	5	12	1	1.275	1.475	0.25	3※2	なし	540,000	490,000	22	470,000	5	12	1	2	3		5	なし	分
国立市	950,000	8	12	1	1	815,000	8	12	1	1.85	1.95	0.25	4.05	20%	750,000	8	12	1	1.85	1.95	0.25	4.05	20%	575,000	515,000	22	490,000	8	12	1	2.05	2.1	0.25	4.4	20%	国
福生市	858,000	18	4	1	1	737,000	18	4	1	1.95	2.2		4.15	20%	692,000	18	4	1	1.95	2.2		4.15	20%	527,000	471,000	18	447,000	7	4	1	2	2.5		4.5	20%	福
狛江市	898,000	22	4	1	1	774,000	22	4	1	1.9	2	0.25	4.15	20%	721,000	22	4	1	1.9	2	0.25	4.15	20%	547,000	489,000	20	465,000	22	4	1	2	3		5	20%	狛
東大和市	895,000	8	10	1	1	766,000	8	10	1	1.85	2.1	0.2	4.15	20%	710,000	8	10	1	1.85	2.1	0.2	4.15	20%	529,000	484,000	20	458,000	8	10	1	1.85	2.1	0.2	4.15	20%	大
清瀬市	839,000	22	4	1	1	717,000	20	4	1	1.45	1.7		3.15※3	20%	648,000	20	4	1	1.45	1.7		3.15※3	20%	477,000	439,000	20	418,000	6	4	1	1.8	2.25		4.05	20%	清
東久留米市	960,000	18	1	1	2	840,000	18	1	1	2	2.1	0.35	4.45	20%	770,000	18	1	1	2	2.1	0.35	4.45	20%	550,000	510,000	20	480,000	15	4	1	2	2.5		4.5	20%	久
武蔵村山市	853,000	8	4	1	1	740,000	8	4	1	1.95	2.2		4.15	20%	691,000	8	4	1	1.95	2.2		4.15	20%	505,000	458,000	18	435,000	8	4	1	2.3	2.35		4.65	20%	村
多摩市	966,000	22	4	1	2	844,000	22	4	1	1.95	2.1		4.05	20%	781,000	22	4	1	1.95	2.1		4.05	20%	590,000	538,000	24	503,000	22	4	1	1.95	2.1		4.05	20%	多
稲城市	854,000	15	4	1	1	740,000	15	4	1	2	2.5		4.5	20%	695,000	15	4	1	2	2.5		4.5	20%	498,000	454,000	20	424,000	15	4	1	2	2.5		4.5	20%	稲
羽村市	885,000	7	7	1	1	765,000	7	7	1	1.9	1.95	0.3	4.15	20%	715,000	7	7	1	1.9	1.95	0.3	4.15	20%	520,000	450,000	16	430,000	7	7	1	1.9	1.95	0.3	4.15	20%	羽
あきる野市	860,000	7	9	1	1	740,000	7	9	1	1.95	2.15		4.1	20%	695,000	7	9	1	1.425	1.525		2.95※4	20%	510,000	456,000	19	433,000	7	9	1	1.95	2.1		4.05	20%	あ
西東京市	1,013,000	22	4	1	2	898,000	22	4	1	1.95	2.2		4.15	20%	797,000	22	4	1	1.95	2.2		4.15	20%	642,000	574,000	28	540,000	22	4	1	1.95	2.2		4.15	20%	西

※1 昭島市：教育長には、期末手当のほか、勤勉手当(6月=0.6月、12月=0.55月、合計1.15月)を支給している。

※2 国分寺市：市長、副市長、教育長には、期末手当のほか、勤勉手当(6月=0.625月、12月=0.525月、合計1.15月)を支給している。

※3 清瀬市：市長、副市長、教育長には、期末手当のほか、勤勉手当(6月=0.5月、12月=0.5月、合計1.0月)を支給している。

※4 あきる野市：教育長には、期末手当のほか、勤勉手当(6月=0.525月、12月=0.625月、合計1.15月)を支給している。

※5 本表の給料額は、条例本則上の額。

国家公務員退職手当制度懇談会報告(抜粋)  
(論点整理を中心として)

平成12年6月

国家公務員退職手当制度懇談会は、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）等において、公務員制度改革の方向及び民間企業における退職金制度の見直しの動向等を踏まえ、退職手当制度の見直しに取り組む必要があるとされたことを受け、総務庁における退職手当制度等の見直しの検討が的確に行われることに資するため人事局次長主催の懇談会として設置された。懇談会は、第1回会合を平成11年7月1日に開催した以降、平成12年6月まで計10回に渡り、退職手当制度全般について議論を重ねてきた。

この間、民間企業4社から直接ヒアリングを行ったほか、事務局において20社程度の企業からヒアリングを実施し、民間企業の最近の退職金制度の動向の把握にも努めた。

また、公務員制度調査会における今後の公務員制度の改革の基本的方向についての議論も総務庁人事局を通じて聴取するなど今後の公務員制度の在り方等についてもその把握に努めたところである。

これら退職手当制度の前提となる諸条件を踏まえ、これまで問題とされてきた個別の論点について議論を行い、更に全体的な方向性についても検討を行った上、これまでの議論を今般とりまとめたものである。

このとりまとめに当たっては、各委員の意見をできるだけ正確に記載することとし、退職手当の見直しについて懇談会として具体的な方策をまとめるところまでには至ってはいない。

これは、各委員の意見が必ずしも一致しなかったことによるが、その背景として、人事院において現在給与体系の能力、実績主義への移行、あるいは任期付任用の法整備について検討が進められていること及び国家公務員の再任用制度の運用、再就職の動向等大きく公務員制度が変容の過程にあること、他方、民間企業においては、雇用環境の変化等を踏まえた急激な賃金体系あるいは退職金制度の見直しが大企業を中心に行われていること等、退職手当制度の見直しに関連する事項が過渡的な状況にあることが指摘できる。

このような状況下で、できる限り議論の集約に努めたが、更に具体的な検討が必要とされる事項も多く残されており、今後、行政において的確な官民比較調査を実施した上、国家公務員の退職手当の水準及び制度について更に検討が行われることを期待したい。

平成12年6月

国家公務員退職手当制度懇談会  
座長

藤田 伍一

も、給与体系に能力主義的な要素を導入する傾向もみられているところであり、その背景には、労働者の高齢化に伴う人件費増大に対処、退職金原資の積立不足、年功重視から能力・業績重視への改変といった理由から、退職金制度を改革したいという企業側の意向があるものと考えられる。

## ② 退職金の年金化の動向

労働省の「退職金制度・支給実態調査報告」によれば、常用労働者が30人以上の企業のうち、退職年金制度を設けている企業の割合は、昭和60年調査では49%であったが、平成9年調査では53%と増加している。しかしながら、退職年金制度を設けている企業であっても、適格年金を持つ企業で96%、厚生年金基金を持つ企業で83%の企業が一時金として選択できる制度となっている。

また、退職一時金制度しか設けていない企業の割合を企業規模別にみると、常用労働者が1000人以上の企業では10%であるが、30人以上100人未満の企業では56%となっており、規模が小さい企業ほど退職一時金制度しか設けていない企業の割合が大きくなっている。

## ③ 早期退職優遇制度の動向

労務行政研究所の調査によれば、早期退職優遇制度を実施している企業の割合は、昭和55年には22%であったが、平成10年には56%となっており、当該制度を導入する企業割合は企業のリストラ等を背景に増加の傾向にある。

懇談会においては、以上のような問題意識を前提として、個別の論点について議論を行った。下記は、このような議論についてとりまとめ（論点整理）を行ったものである。

## II 個別論点

### [1] 退職手当の算定方法

#### 1 公務員の退職手当の性格

国家公務員の退職手当の基本的性格については、昭和59年の国家公務員等退職手当制度基本問題研究会においても議論があり、その際には、「勤続報償的、生活保障的、賃金後払い的な性格をそれぞれ有し、これらの要素が不可分的に混合しているものであるが、基本的には、職員が長期間勤続して退職する場合の勤続報償としての要素が強いものと理解することが適当である。」とされた。最近の国会審議においても、「職員の長年にわたる公務への貢献に対する勤続報償を基本的な性格としている」という政府側の答弁がなされているところである。

現行の退職手当の性格が基本的に勤続報償とされるのは、次のような3つの理由からだと考えられる。

- ① 勤続年数が20年、25年を境に退職手当の支給率が格段に増加する。
- ② 懲戒免職の場合には全く退職手当が支給されない。また、平成9年の退職手当法の改正により、職員の退職後であっても在職期間中の不祥事に係る嫌疑が発生した場合には退職手当を一時差止める制度が設けられるな

ど、退職手当の支給制限が従来に比べて一層厳しくなっている。

- ③ 自己都合退職の場合には、定年及び勸奨退職の場合と比較して支給率がかなり低くなるなど厳しい取扱いとなっている。

民間企業の退職金制度における年功的な制度から能力主義的な制度への移行などの最近の変化をとらえ、公務員の退職手当制度にも民間でみられるような制度を導入することの是非等を検討する前提の議論として、公務員の退職手当の性格及び民間企業の退職金と公務員の退職手当の差異について議論を行ったところ、長年にわたる公務への貢献に対する勤続報償的な性格を基本的に維持すべきとの意見が大半を占めたが、各委員の意見は次のとおりであった。

#### (公務員の退職手当の性格)

- ◎ 退職手当の性格には勤続報償説、賃金後払説、生活保障説といろいろな意見があり、政府は一貫して勤続報償説を探っているが、勤続報償説のみで説明しきれるものではなく、混在しているものと考えべき。
- ◎ 退職手当の基本的性格についての議論は観念論であり重要であるが、現実はどう使われているかといった機能に着目することも必要であり、その機能は退職後の新生活のための生活転換資金と考えられる。したがって退職手当の性格は長期勤続報償説に立ちつつ、それを現実的機能に応じて修正していくという考え方にすべきではないか。
- ◎ 退職手当の性格論のうち、賃金後払説による辞めた時に何十年も前の賃金を払うという考え方には違和感があり、また、退職後の生活保障については年金によるべきだと思うので、長期勤続による公務への貢献を評価するという趣旨での勤続報償説に重点を置くべきではないか。
- ◎ 年功賃金は、加齢による付加価値の向上ということを指しており、能力という質的なものもその中に含まれている。年齢賃金とは異なるので、現行賃金体系への批判は必ずしも当たらないのではないか。また、退職手当の性格については功績報償的な考え方には賛成だが、ただ継続して勤務した期間が長いということに重点が置かれている意味での勤続報償という言葉には違和感がある。
- ◎ 退職手当には職員の期待感や既得権という考え方もあり、職員は将来の生活設計も考えている。退職手当制度を今すぐ大幅に変えることには問題が多い。
- ◎ 民間では、退職金の性格は様々あったとしても、長期勤続になるほど退職金が増えることには変わりなく、そういう意味では長期勤続を奨励するシステムであることは間違いない。業績や能力を反映することと、長期在職を可能にしていくということでは少し方向性が合わない。民間では、長期在職による功労的な部分を少し縮小して、能力・実績に応じて、その時々々の賃金に反映していくという方向に改革が進んでいるところが多い。そういった民間における方向性も見ていく必要がある。
- ◎ 退職手当の性格として、勤続報償という性格を基本とした上で、第一に生活への配慮、第二に功労への配慮ということを強調して言うべきではないか。

## 特別職等の職員に退職手当を支給していない都道府県及び政令市等の状況について

平成23年5月27日  
総務部職員課作成

	県・市名	知事・市長	副知事・副市長	教育長	措置方法		備考
都道府県	岩手県	○			任期中	本条例の付則	
	山形県	○			任期中	本条例の付則	
	群馬県	○	○	○	任期中	特例条例	
	山梨県	○			任期中	本条例の付則	
	長野県	○			任期中	本条例の付則	
	静岡県	○			任期中	特例条例	
	滋賀県	○			任期中	特例条例	
政令市等	宮城県仙台市	○			任期中	本条例の付則	
	静岡県浜松市	○			任期中	本条例の付則	
	愛知県名古屋市	○			任期中	特例条例	
	大阪府堺市	○	○	○	任期中	特例条例	
	福岡県北九州市	○			任期中	特例条例	
	北海道室蘭市	○			任期中	特例条例	
	和歌山県新宮市	○	○		任期中	特例条例	
福岡県久留米市	○			任期中	特例条例		

注1) ○印は、退職手当を支給していない職である。

注2) 特別職等の等は、一般職の教育長の職をいう。

## 資料 4

## 市長退職手当の支給状況（26市）

平成22年4月1現在

市区町村名	特別職の退職手当			報酬額（円）
	期間		支給率（％）	
	算定方式	在職期間	市長	市長 （条例本則）
八王子市	在職年方式	任期毎	500/100	1,100,000
立川市	在職年方式	任期毎	350/100	1,050,000
武蔵野市	在職年方式	任期毎	400/100	1,070,000
三鷹市	在職年方式	任期毎	380/100	1,050,000
青梅市	在職年方式	任期毎	350/100	1,010,000
府中市	在職年方式	任期毎	350/100	1,080,000
昭島市	在職年方式	任期毎	380/100	1,000,000
調布市	在職年方式	任期毎	400/100	1,050,000
町田市	在職年方式	任期毎	350/100	1,060,000
小金井市	在職年方式	任期毎	350/100	965,000
小平市	在職年方式	任期毎	400/100	1,050,000
日野市	在職年方式	任期毎	350/100	990,000
東村山市	在職年方式	在職中通算	350/100	943,000
国分寺市	在職年方式	任期毎	350/100	900,000
国立市	在職年方式	任期毎	350/100	950,000
福生市	在職年方式	任期毎	400/100	858,000
狛江市	在職年方式	任期毎	400/100	898,000
東大和市	在職年方式	任期毎	400/100	895,000
清瀬市	在職年方式	任期毎	400/100	839,000
東久留米市	在職年方式	任期毎	400/100	960,000
武蔵村山市	在職年方式	任期毎	400/100	853,000
多摩市	在職年方式	任期毎	400/100	966,000
稲城市	在職年方式	任期毎	400/100	854,000
羽村市	在職年方式	任期毎	400/100	885,000
あきる野市	在職年方式	任期毎	400/100	860,000
西東京市	在職年方式	任期毎	350/100	1,013,000

## 副市長退職手当の支給状況（26市）

平成22年4月1現在

市区町村名	特別職の退職手当			報酬額（円）
	期間		支給率（％）	
	算定方式	在職期間	副市長	副市長 （条例本則）
八王子市	在職年方式	任期毎	300/100	940,000
立川市	在職年方式	任期毎	300/100	909,000
武蔵野市	在職年方式	任期毎	300/100	900,000
三鷹市	在職年方式	任期毎	300/100	890,000
青梅市	在職年方式	任期毎	300/100	880,000
府中市	在職年方式	任期毎	300/100	940,000
昭島市	在職年方式	任期毎	300/100	880,000
調布市	在職年方式	任期毎	300/100	910,000
町田市	在職年方式	任期毎	300/100	900,000
小金井市	在職年方式	任期毎	300/100	825,000
小平市	在職年方式	任期毎	300/100	900,000
日野市	在職年方式	任期毎	300/100	845,000
東村山市	在職年方式	在職中通算	300/100	801,000
国分寺市	在職年方式	任期毎	300/100	770,000
国立市	在職年方式	任期毎	300/100	815,000
福生市	在職年方式	任期毎	300/100	737,000
狛江市	在職年方式	任期毎	300/100	774,000
東大和市	在職年方式	任期毎	300/100	766,000
清瀬市	在職年方式	任期毎	300/100	717,000
東久留米市	在職年方式	任期毎	300/100	840,000
武蔵村山市	在職年方式	任期毎	300/100	740,000
多摩市	在職年方式	任期毎	300/100	844,000
稲城市	在職年方式	任期毎	300/100	740,000
羽村市	在職年方式	任期毎	300/100	765,000
あきる野市	在職年方式	任期毎	300/100	740,000
西東京市	在職年方式	任期毎	300/100	898,000

## 小金井市特別職報酬等審議会条例

昭和39年 7 月 6 日  
条例第26号改正 昭和49年12月28日条例第33号 平成18年12月21日条例第41号  
平成20年 9 月26日条例第20号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、小金井市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成18年条例41号・20年20号〕

(委員)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。

- (1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 2人以内
  - (2) 市内の地域団体及びその他の団体の代表 5人以内
  - (3) 学識経験者 3人以内
- 2 前項第1号の委員は、公募によるものとする。
  - 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。
  - 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

全部改正〔平成18年条例41号〕

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

一部改正〔平成18年条例41号〕

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の会議は公開する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、人事担当課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和49年12月28日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年12月21日条例第41号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年9月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、（中略）第2条の規定による改正後の小金井市特別職報酬等審議会条例の規定（中略）は、平成20年9月1日から適用する。

## 小金井市特別職報酬等審議会（第1回）関係法令

### 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（給料、旅費及び諸手当）

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給、調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

### 小金井市市民参加条例（平成15年条例第27号）

（市の会議の公開）

第6条 市の会議は、原則として公開する。

2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。

3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

### 小金井市市民参加条例施行規則（平成16年規則第6号）

（会議録作成の基本方針）

第5条 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- （1）全文記録
- （2）発言者の発言内容ごとの要点記録
- （3）会議内容の要点記録

### 小金井市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第26号）

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

## 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）

（給料及び報酬）

第2条 給料及び報酬の額は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

（その他の給与）

第5条 市長及び副市長（以下「市長等」という。）に対しては、給料及び旅費のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

（退職手当）

第5条の4 市長等が退職等をしたときは、退職手当を支給する。市長等が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び市長等となつたときも、また同様とする。

2 前項の退職手当の額は、退職等の日における給料月額に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）市長の職にあつた者については、在職1年につき100分の350

（2）副市長の職にあつた者については、在職1年につき100分の300

3 前項の在職期間の計算は、市長等となつた日の属する月から退職等をした日の属する月までの月数によることとし、計算した在職期間に1年未満の端月数がある場合には、6か月以上の端月数はこれを1年とし、6か月未満の端月数はこれを切り捨てる。

4 前2項の規定により難い特別の事情がある場合には、市議会の議決を経て別に定めることができる。

### 別表第1（第2条関係）

#### 給料表

区分	給料月額	備考
市長	965、000円	
副市長	825、000円	

別表2（省略）

別表3（省略）